

## 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定等改正のお知らせ

当行は、2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年11月より、預金規定を改正いたします。

規定改正後は、新規取引開始にあたり、お客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。既にお取引のあるお客さまにおきましても、お取引の内容や状況等に応じ、窓口や郵便等の方法により、お取引の目的やお客さまの情報等について、各種確認資料等のご提示をお願いして確認させていただく場合があります。

当行が求める確認や資料の提出依頼に際し、適切にご対応いただけない場合には、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既存のお取引について制限・解約をさせていただく場合があります。

なお、2020年4月の民法改正を踏まえた預金規定等の改正についても、現在検討しております。詳細が確定次第、改めてご連絡申し上げます。

### 1. 対象となる預金規定等

普通預金取引規定	納税準備預金規定
決済用預金取引規定	当座勘定規定（一般用）
総合口座取引規定	当座勘定規定（専用約束手形口用）
貯蓄預金取引規定	

### 2. 主な改正内容

普通預金規定について、以下の条項を追加・新設いたします。

普通預金規定以外の規定についても、同様の改正を行います。

#### 【取引の制限等】条項を新設

普通預金規定（抜粋） 以下の条項を新設します。

#### 11.（取引の制限等）

（1）当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するために、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（2）日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を届出てください。この場合において、在留期間が経過した場合は、新たに在留資格および在留期間その他の必要な事項の届出を求め、預金者が、当該依頼に正当な理由なく応じられない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。

（3）前各項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、マネー・ローンダリング、テロ資金

供与、もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれがあると認められる場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。

(4) 前各項の定めにより取引の一部を制限し、当該取引におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが、一定期間解消されない場合には、当該取引の全部を制限することがあります。

(5) 前各項の定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認められる場合は、当該取引の制限を解除するものとします。

#### 【解約等】条項を一部追加

普通預金規定（抜粋） 下線部分を追加します。

#### 13.（解約等）

##### (1) 省略

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に使用され、またはそのおそれがあると認められる場合

以上